

報告第10号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和7年11月26日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和 7年 9月24日

瀬戸内市長 黒石 健太郎

損害賠償の額を定め和解することについて

赤磐市新下市交差点付近で発生した事故による損害について、次のとおり賠償額を定め、和解するものとする。

1 事故の相手方

住 所 岡山市東区 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]

2 事故の概要

令和7年8月21日午前9時15分ごろ、赤磐市新下市交差点において、赤信号のため停車中、誤ってブレーキを踏み外してしまい、前方に停車していた相手方車の後方部分に追突したもの。

3 和解の要旨

瀬戸内市は、本件事故に係る相手方の被った損害につき、損害賠償金として、31,680円を相手方に支払う。